

令和元年度第2回甲賀市下水道審議会次第

日 時：令和元年10月31日（木）

午後2時から

場 所：甲賀市役所

別館1階 会議室101

1. 開 会

2. 市民憲章唱和

3. あいさつ

4. 協議事項

(1) 貴生川地区農業集落排水処理施設の公共下水道への接続について

説明 資料1 下水道課 施設担当

資料2 上下水道総務課 料金担当

(2) 会議内容の公開、非公開について

5. そ の 他

6. 閉 会

※現場視察

1. 貴生川地区農業集落排水処理施設

2. 甲賀市信楽水再生センター

貴生川地区農業集落排水処理施設概要

採 択 年 度 : 平成2年度
実 施 年 度 : 平成2～7年度
事 業 費 : 1, 139, 046 千円
事業計画区域面積 : 36 ha
供 用 開 始 日 : 平成6年9月1日
対 象 集 落 : 牛飼、柚中、山上
所 在 地 : 水口町牛飼2298番地
計 画 人 口 : 1, 420人
計 画 戸 数 : 318戸
管 路 延 長 : 11, 299 m
供 用 人 口 : 857人 (平成31年3月末現在)
水 洗 化 率 : 98.8% (平成31年3月末現在)
供 用 戸 数 : 331戸 (平成31年3月末現在)

接続工事概要

工 事 費 : 58, 798, 440円
工 期 : 令和元年9月13日から令和2年2月12日まで
工 事 内 容 :
・管渠工 (開削)
PRP ϕ 200mm L = 397.2m
・管渠工 (小口径推進)
VP ϕ 250mm L = 23.0m
VU ϕ 200mm (鋼製さや管500A) L = 7.4m
HP ϕ 250mm L = 24.0m

農業集落排水の公共下水道への接続に伴う 公共下水道受益者分担金の取扱いについて

○背景

- ・貴生川地区農業集落排水施設を公共下水道へ接続する工事を行い、令和2年4月1日から公共下水道の供用区域となります。
- ・新たに公共下水道の区域となった土地については、公共下水道受益者分担金が賦課されます。

○方針

農業集落排水事業では、地元で組織した組合が工事分担金として応分の負担をしており、公共下水道受益者分担金を徴収したものとみなすため、「公共下水道事業受益者負担金徴収条例」の一部を改正します。

○県内の状況

公共下水道への接続実績のある自治体は、全て新たな分担金を徴収していない。

大津市、草津市、守山市、野洲市、長浜市、高島市、東近江市

○スケジュール

下水道審議会	10月31日（木）
条例一部改正案市議会上程	11月28日（木） 予定
公共下水道供用開始	令和2年4月1日
条例施行	同日

○その他

公共下水道に接続となる対象区域において、現在徴収している使用料の名称を「農業集落排水使用料」から「公共下水道使用料」に変更します。

なお、料金金額に変更はありません。

○甲賀市公共下水道事業受益者負担金徴収条例

平成16年10月1日

条例第139号

改正 平成19年9月28日条例第46号

平成25年9月17日条例第31号

平成27年12月25日条例第34号

(趣旨)

第1条 この条例は、甲賀市公共下水道事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、受益者負担金（以下「負担金」という。）及び受益者分担金（以下「分担金」という。）を徴収するものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 受益者負担金 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第15項に規定する都市計画事業として実施する事業に要する費用の一部に充てるため、同法第75条の規定に基づき徴収するものをいう。

(2) 受益者分担金 前号を除く事業に要する費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条に基づき徴収するものをいう。

(受益者)

第3条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域（以下「排水区域」という。）内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地については、それぞれの地上権者、質権者、使用借主又は賃借人をいう。

2 下水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。

(負担区の決定等)

第4条 管理者は、排水区域を土地の状況に応じて、2以上の負担区に区分するものとする。

2 管理者は、前項の規定により負担区を定めたときは、当該負担区の名称、区域及び面積を公告しなければならない。

(負担金の額)

第5条 受益者が負担する負担金の額は、別表に定める1平方メートル当たりの負担金額(以下「単位負担金額」という。)に、当該受益者が次条の公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で、同条の規定により公告された区域内のものの面積を乗じて得た金額とする。

(賦課対象区域の決定等)

第6条 管理者は、毎年度の当初に、当該年度内負担金を賦課しようとする区域(以下「賦課対象区域」という。)を定め、これを公告しなければならない。

2 賦課対象区域は、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域(以下「処理区域」という。)又は当該年度内に確実に処理区域となることが見込まれる区域でなければならない。

(負担金の賦課及び徴収)

第7条 管理者は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第5条の規定により算定した負担金を賦課するものとする。

2 前項の負担金の賦課は、前条の公告の日の翌日から起算して3年を経過した日以後においては、することができない。

3 管理者は、第5条の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく当該負担金の額及びその納期限等を受益者に通知しなければならない。

4 負担金は、3年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときは、この限りでない。

(負担金の徴収猶予)

第8条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、負担金の徴収を猶予することができる。

(1) 受益者が当該負担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有

し、又は地上権等を有する土地の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。

(2) 受益者について、災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。

(3) 前2号に掲げるほか、特に徴収を猶予する必要があると認められるとき。

(負担金の減免)

第9条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金を徴収しないものとする。

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、負担金を減額し、又は免除することができる。

(1) 国又は地方公共団体が公用に供しているもの又は供することを予定している土地に係る受益者

(2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者

(3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者

(4) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者

(5) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減額し、又は免除する必要があると認められる土地に係る受益者

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第10条 第6条の公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を管理者に届け出たときは、新たに受益者となった者が従前の受益者の地位を継承するものとする。ただし、第5条の規定により定められた額のうち、当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(督促等)

第11条 管理者は、受益者が第7条第3項の納期限までに負担金を納付しない場合においては、納期限後20日以内に督促状により納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の規定により督促状を発した場合は、督促状1通について100円の督促手数料を徴収する。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しないことができる。

(延滞金)

第12条 管理者は、第7条第3項の納期限までに負担金を納付しない者がいるときは、当該負担金額にその納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.50パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間に納付したときは、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。ただし、受益者が納期限までに、負担金を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認められる場合においては、延滞金を減額し、又は免除することができる。

(準用)

第13条 第3条から前条までの規定は、分担金について準用する。この場合において、「負担区」とあるのは「分担区」と、「負担金」とあるのは「分担金」と、「負担金額」とあるのは「分担金額」と、「単位負担金額」とあるのは「単位分担金額」と読み替えるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の水口町公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成4年水口町条例第18号）、土山町公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成8年土山町条例第17号）、甲賀町公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成10年甲賀町条例第30号）又は甲南町公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成7年甲南町条例第23号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 当分の間、第12条に規定する延滞金の年14.50パーセントの割合及び7.

25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.50パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

付 則（平成19年条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年条例第31号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（延滞金に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正後の甲賀市督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例、第2条の規定による改正後の甲賀市介護保険条例、第3条の規定による改正後の甲賀市後期高齢者医療に関する条例、第4条の規定による改正後の甲賀市公共下水道事業受益者負担金徴収条例及び第5条の規定による改正後の甲賀市営住宅条例の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

付 則（平成27年条例第34号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	1平方メートル当たりの負担金額
水口負担区	250円
水口分担区	

甲南負担区	400円
甲南分担区	
甲賀負担区	420円
甲賀分担区	
土山負担区	600円
土山分担区	
信楽負担区	600円
信楽分担区	

○甲賀市農業集落排水事業分担金徴収条例

平成16年10月1日

条例第142号

改正 平成27年12月25日条例第34号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、甲賀市が行う農業集落排水事業（以下「事業」という。）により利益を受ける者から徴収する分担金について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「受益者」とは、事業の施行区域内に居住し、又は居住しようとする土地又は家屋の所有者及び事業所業を営む者の土地又は家屋の所有者で当該事業により利益を受ける者をいう。

(分担金の徴収)

第3条 分担金は、事業に要する費用に充てるため、受益者から徴収する。

(分担金の額)

第4条 分担金の額は、毎年度事業に要する経費の額に100分の5を乗じて得た額を当該事業の受益者の総数で除した額とする。

2 事業の終了後、新たに受益者となるものに係る分担金の額は、下水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が別に定める。

(分担金の確定)

第5条 管理者は、事業年度毎に事業に要する経費の額及び分担金の額を確定し、受益者に通知しなければならない。

2 管理者は、納入通知書により、前項の分担金の額及び納付期日を受益者に通知し、徴収するものとする。

(延滞金等)

第6条 前条第2項の規定による分担金を納付期限までに納付しないとき、又は納期限後に納付する場合においては、甲賀市税条例（平成16年甲賀市条例第45号）の規定を適用し、延滞金又は督促手数料を徴収することができる。

(減免及び猶予)

第7条 管理者は、天災その他特別の事情により、受益者にとって分担金の納入が

著しく困難であると認めるときは、分担金の徴収を猶予し、又は分担金を減額し、若しくは免除することができる。

(受益者の変更)

第8条 受益者の変更があったときは、当該変更にかかる当事者の双方がその旨を管理者に届け出なければならない。この場合において新たに受益者となったものは、従前の地位を承継するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の水口町農業集落排水事業分担金徴収条例（昭和62年水口町条例第28号）、土山町農業集落排水処理施設設置事業分担金徴収条例（昭和60年土山町条例第12号）、甲賀町農業集落排水事業分担金徴収条例（昭和63年甲賀町条例第8号）又は信楽町農業集落排水事業分担金徴収条例（平成8年信楽町条例第22号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定により現に行われている事業に係る分担金の徴収については、なお合併前の条例の例による。

付 則（平成27年条例第34号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。



はじめに

現在、私たちは生活するために、毎日たくさんの水を使っています。台所・風呂・洗濯など水を使わない日はありません。

時代の変化とともに私たちの生活は随分豊かになりましたが、その代償として家庭や工場などから排出される汚水は、河川の水質を悪化させ、美しい自然・快適な生活環境を破壊する要因となっています。

こうした汚水を集めて浄化し、元のきれいな水に「再生」して自然界に戻す役目を担っているのが下水道です。

信楽処理区の公共下水道は、平成14年10月に法手続きを行い下流域より管

路整備に着手、平成15年度に処理場用地の買収、工事を進め平成19年度末に供用開始に至ったものであります。

処理場は高度処理に対応でき、水を再生するとことと位置付け「水再生センター」と名付けました。

今後も皆さま方と協力し合い、下水道整備を進め人と自然が輝き続けるふるさとを目指したいと考えています。

平成20年3月

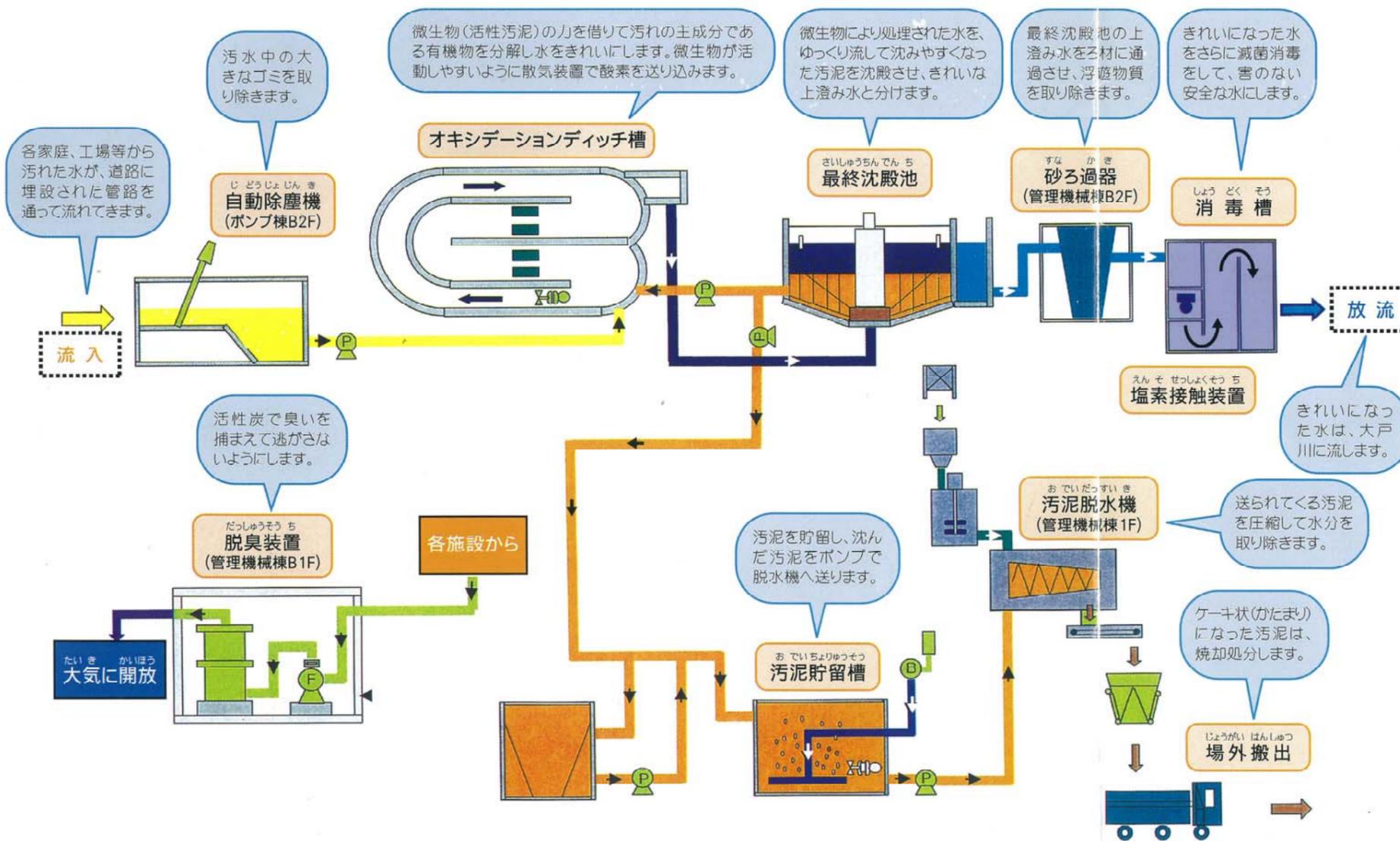


山小屋をイメージした外観・汚泥焼却灰を混入させた信楽焼タイル使用

水再生センターの概要

計画区域面積	483.0 ha				
計画人口	11,800人				
計画汚水量	日平均 5,530m ³ /日 日最大 7,575m ³ /日 時間最大 11,760m ³ /日				
名称	甲賀市信楽水再生センター				
敷地面積	3.35 ha				
主要施設	ポンプ棟	RC造	F1	B2	388m ²
	管理機械棟	RC造	F2	B1	2369m ²
	送風機棟	RC造	F1	B1	394m ²
処理方式	オキシデーションディッチ法(凝集剤添加)+急速ろ過				
処理能力	7,600m ³ /日 (2,150m ³ /日×2系列) (1,650m ³ /日×2系列)				
計画放流水質	BOD 10mg/ℓ T-N 15mg/ℓ T-P 0.5mg/ℓ				
主要設備仕様 (1系列)	ディッチ	2,150m ² W=5.1m H=5.0m			
	曝気装置	水中プロペラ付散気式曝気装置			
	最終沈殿池	中央駆動支柱形 φ18.5m			
	汚泥脱水機	圧入式スクリーブレス φ500			
脱臭設備	活性炭吸着式 44m ³ /分				
砂ろ過器	横流移床形ろ過方式 4m ² 2基				

甲賀市信楽水再生センターのしくみ



甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」
を目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に	あなたも仲間
いろどる山河と	生きいき文化
こぼれる笑顔に	応える安心
うみだす活力	受けつぐ伝統
かがやく未来に	鹿深の夢を